

2018年度社会福祉法人るうてるホーム事業計画

理事長 大柴 譲治

1. 法人運営

1-1 経営方針

今年は中期経営計画（2015～2020）の後半となる4年目がスタートします。私たちの最も基本的かつ重要な目的は、理念の実現へ向けて組織を維持し発展させることです。介護保険法等の改正も行われ、事業をとりまく社会情勢や環境は年々厳しいものになっていきます。特に人材確保については、将来に備え、確実な対策が求められます。

今年度は、安心して働き続けられる職場環境の整備、効率的な業務の推進を中心的な課題として取り組みをすすめる、既存の制度の枠組みに捉われない地域の福祉ニーズに対して積極的に対応していくためのサービスの推進と社会資源の開発、また経営状況、財務状況を正確に把握し、次期中(長)期経営計画策定にむけて適切な収益性の確保に努めていきます。

1-2 サービス方針

- (1) 私たちは、キリスト精神を継承し、お一人おひとりに仕える仕事をします。
- (2) 私たちは、一人ひとりの生き方を尊重し、その安心と安らぎに最大限配慮します。
- (3) 私たちは、常に利用者を中心にニーズを捉え、サービスの向上に努めます。
- (4) 私たちは、地域社会の福祉課題を積極的に掘り起こし、それに取り組みます。
- (5) 私たちは、専門職としての知識・技術を常に磨く努力を怠らず、未来を見据え、新しい課題に挑戦していきます。

1-3 行動指針

(1) 年間

喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい。(ローマの信徒への手紙 12章 15節)

(2) 月間

- 4月 自分にしか 咲かせられない花を 美しく咲かせよう
- 5月 今日という日は 自分にとって 「一番若い日」
- 6月 ほほえみを忘れた人に ほほえみを 惜しまずに与えよう
- 7月 苦しみや不幸にも 意味を見出す
- 8月 ときには潔く 白旗を掲げる
- 9月 苦しみは 苦しみで なくなるように
- 10月 聞きたくないことを 言ってくれる人を 大切にしたい
- 11月 許すことは難しいが 許すことによって 自由が得られる
- 12月 雑用という用はなく 用を雑にしたとき 雑用が生まれる
- 1月 落ち込んだときは 落ち込むのが よいでしょう
- 2月 つらくても 時間が助けてくれる
- 3月 変えられるなら変える 変えられないなら受け容れる

(渡辺和子「ほんとうに大切なこと」より)

1-4 経営方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
<p>1. 安心して働き続けられる職場環境の整備</p>	<p>(1) ルールを明確にした人事制度の運用と検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ①期待される職員像を明確化し、等級基準と評価基準の見直しを行います。 ②一部準職員への人事評価基準を構築し、下半期から導入します。 ③評価者スキルを向上させるため、継続的に上位者研修を実施します。 <p>(2) 新給与制度の基本設計と各規程案の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ①現状の昇任、昇格の基準、賃金の水準等について見直し、キャリアパスを明確にします。 ②各職位、職務に応じた内容やスキル、育成体制を明確にします。 <p>(3) 多様な働き方の創出とワークライフバランスへの配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ①育児の必要な職員への支援について具体的な計画を立案します。 ②短時間勤務、在宅勤務等、多様な働き方の検討を行います。 ③事業所ごとに時間外労働の削減目標を設定します。
<p>2. 積極的な業務改善をもとにした生産性の向上</p>	<p>(1) 定期的な業務の見直しと省力化についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「効率化」の視点から現在の業務の進め方について見直しを行います。 ②職員の負担軽減につながる機器等の導入について検討します。 ③職員間、事業部間連携の事例を活用し、情報共有ミスをなくします。 <p>(2) 障害者の雇用など多様な人材の登用</p> <ul style="list-style-type: none"> ①可能なものについて業務の標準化を行い、法定雇用率以上の障害者を雇用します。 ②業務の限定化、簡素化などを検討し、多様な人材による業務分担が可能となるよう検討します。
<p>3. 事業連携のさらなる強化による組織力とサービス品質の向上</p>	<p>(1) 事業部間連携を通じた組織力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保険制度を内外の複数事業所で柔軟に活用できるよう環境を整えます。 ②すべての職員が人材獲得に向けた意識を共有できるよう支援します。 ③内部監査の取り組みを継続し、職員の専門知識の習得、技術の向上を目指します。 <p>(2) 第三者評価の受審とフォローアップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①第三者評価により明確になった課題について整理し、改善へ向けた取り組みを開始します。 ②第三者評価基準について理解をすすめ、サービスの自己点検、自己評価を継続します。 <p>(3) 非常災害時の事業継続計画の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①南海トラフ大地震を想定したシミュレーションをもとに災害対策備品等の整備を行います。(18年度50万円。2021年度まで継続) ②非常災害に対する具体的訓練を継続し、災害発生後の事業継続の視点を取り入れた実践的な災害対策計画を立案します。
<p>4. 制度に捉われない地域の福祉ニーズへの積極的対応</p>	<p>(1) 地域の福祉課題、生活課題の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多様な関係機関との情報交換をもとに、様々な機会を通じて援助ニーズの把握を行います。 ②児童および重度障害児へのトライアル事業を実施します。 <p>(2) ボランティアの育成と活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域住民の福祉に対する理解を促進するために、様々な活動支援およ

	<p>び研修会等を実施します。</p> <p>②地域住民や地域の他事業所との交流の機会を積極的に設けます。</p>
5. 中(長)期経営計画策定にむけて適切な収益性の確保	<p>(1) 計画的かつ効率的な事業運営</p> <p>①事業部ごとに中長期的視点に基づいた事業・財務計画を立案し、毎月検証します。</p> <p>②事業の継続性、安定化を目的とした正しいコスト意識をすべての職員が身につけられるよう、取り組みをすすめます。</p>

1-5 委員会活動

1. 人材確保・育成委員会

(1) 事業方針

法人の中期経営計画、2018年度法人運営方針に基づき、これまでの法人の実践の積み重ねを継承・発展し、利用者サービスの向上と地域福祉の推進に積極的に取り組むための志を同じくする人材を発掘し、また職員同士が共に学び、成長しあえる環境を構築することを目的とします。

上記の目的のために、今年度は特に、①事業実施計画の企画・実施を通して委員が法人見学者、求職者、実習生への関わりについてのスキルアップを図り、②学校等の関係機関との連携を深めていくことを目標とします。

(2) 実施計画

- ①各事業部による実習生受け入れの支援と実習指導者の資質向上の取り組み
- ②職員研修プログラムの検討・企画・実施
- ③人材確保のための取り組み
- ④東京老人ホームとの合同研修及び事前・事後研修の企画・実施
- ⑤福祉・介護イメージアップの取り組みへの参画

2. 危機管理委員会

(1) 非常災害対策の推進

昨年消防署より指摘があり、火災を想定した避難訓練（うち1回は夜間想定）は、法令上年2回必要であることが分かりました。今年度はこの訓練実施と併せて、震災想定での訓練を行います。

特に震災対策については、有事における動きや必要備品の整備など、具体的にシミュレーションを重ねていきます。また、事業継続計画を提案します。福祉避難所については研修を行い、有事の際、各職が主体的に動けるよう情報共有をすすめます。また、他の福祉避難所や地域の方々とも課題共有を行っていきます。

(2) 安全運転に関する取り組み

安全運転への意識を高め、交通事故の発生を防ぐため、運転業務従事者を対象に年1回以上講習会を行います。また、運転技術や移動の介護方法、コミュニケーション等を運転業務従事者間で相互点検します。

(3) 法人内部監査の実施

今年度も年1回以上内部監査を実施します。各事業所が主体的に法令順守に取り組めるよう、働きかけを行います。また、内部監査に向けた準備の中で、監査役自身が研鑽できるよう努めます。

文書管理規定改定の提案に向けて、各部の書類やその法的根拠、保存年限等を確認していきます。

3. 安全衛生委員会

(1) 年間計画

①施設入居者及び職員健康診断

施設入居者健康診断（8月予定）、職員健康診断（9月予定、ストレスチェックも実施）、産業医による個別指導（12月～）を実施していきます。

②インフルエンザ予防接種

入居者及び職員インフルエンザ予防接種を実施します。（10月～11月）

③感染症対策（流行時の臨時会議・情報共有）

流行する前に、保健衛生の観点から法人全体の対策を検討し、発症があった場合の対応指針と情報共有のためのガイドラインを策定することを目標として、GL（ガイドライン）委員会活動を継続させていきます。また、産業医の浦野医師に加わってもらい、法人全体の感染症マニュアルの見直しを行います。

④研修

ア. 前年度に引き続き、救急救命と感染症対策の研修を実施します。

イ. メンタルヘルス対策の研修など安全衛生委員が保健衛生などに関する外部研修を受講し、法人内での情報共有を行います。

ウ. 医師、看護師、栄養士などによる「夏（冬）の元気な過ごし方」など、ケアハウス入居者向け講習会などを企画します。

エ. 健康法、食事など、職員向け研修をシリーズ化して実施します。

⑤衛生委員会活動

職場巡回の実施を実施します。その他としては、職員の健康保持・向上へむけて、情報を共有し、必要に応じて産業医や看護師、管理栄養士などとの面談、相談をアレンジします。

(2) 委員会開催日と内容

①年4回を定期的に開催する他、感染症の流行時、その他必要時に臨時開催します。

②内容としては、年間のまとめ及び計画の確認、健診内容の決定、研修計画、インフルエンザ対策と予防接種、感染症対策、事業計画案策定などです。

4. 地域交流委員会

地域との交流を目的として、施設入居者、職員、地域をつなぐ架け橋となれるよう働きを持ちます。職員のメンタルヘルスを視野にいれ、働きやすい環境作りを構築します。

(1) ボランティア活動の活性化

るうてるホームのボランティアニーズを確認し、コーディネートを進めます。

(2) るうてるフェスタの実施

施設、市内事業所、ボランティアと協同して、地域との交流活動とします。

(3) 職員交流会の実施

事業所を越えた交流を持つ機会を企画します。職員のつながりと強化を考え、働きやすい環境作りを構築します。

(4) 次世代育成推進法に基づく一般事業主行動計画の推進（第3期行動計画）

目標①るうてるホームの育児休業等の制度について周知、情報提供を行う。

目標②所定外労働を削減するため、各事業所でノー残業デーの拡充を行う。

目標③子どもの保護者である職員の働いているところを実際に見る「子ども参観日」を2019年9月までに実施する。

1-6 主な会議および研修

(1) 理事会・評議員会

①定例理事会（5月、3月、11月）

②定時評議員会（6月）

(2) 定例会議

- ①事務局会議（毎月2回以上）
- ②事業部運営会議（毎月2回）
- ③苦情解決委員会（3月）

(3) 研修

- ①新規採用職員研修（4月）
- ②全体職員研修（年3回以上）
- ③管理者研修（年4回以上）
- ④主任・リーダー研修（年4回以上）
- ⑤専門別、職種別研修（随時）
- ⑥リスクマネジメント研修（8月）
- ⑦他団体開催研修（随時）

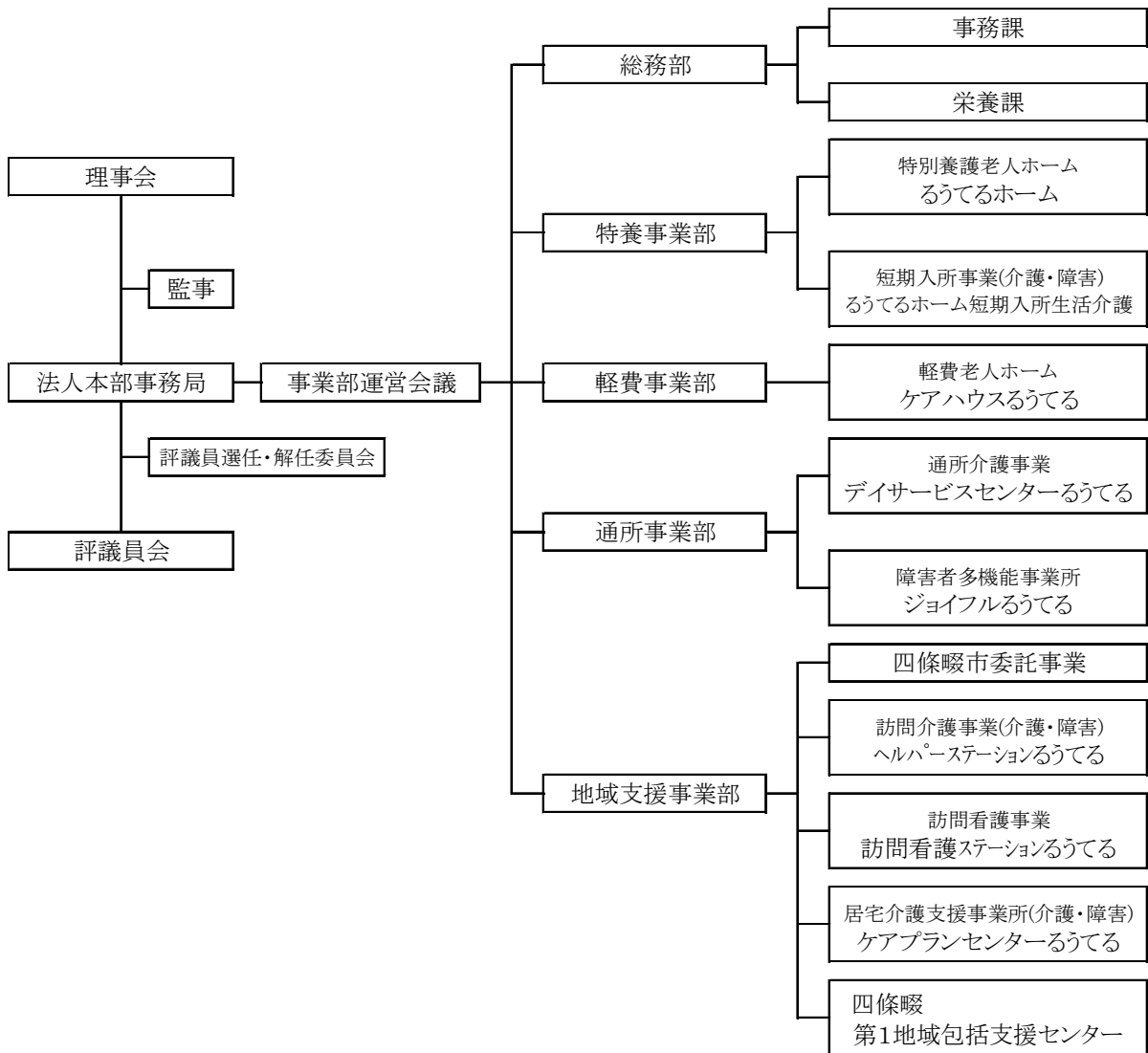
1-7 設備整備（10万円以上）

防災対策用品、利用者管理・請求ソフトライセンス更新(5年間)、パソコン（2台）

介護機器（エアマット、リクライニング車いす）、介護用品（バスチェア、スライディングボード等）

昇降式ストレッチャー、配膳車、厨房機器（ブレンダー等）、家電製品（炊飯器、電子レンジ、オーブン等）、家具調度品（食器棚、スチール書棚等）、生活総合機能改善機器（リース）

1-8 組織体制図



2. チャプレン

「喜ぶ人と共に喜び、泣く人と共に泣きなさい。」（ローマの信徒への手紙 12:15. 使徒パウロの言葉）

2-1 本年度の事業方針

「わたしたち るうてるホームは、キリスト教の隣人愛という法人の理念のもと、ホームご利用のお客様がどのような心身の状態にあっても、ご自分らしく生活を続けてゆけるようお支えいたします」(リーフレット『愛と希望をもって』)。看取りのケアのために作られたこのリーフレットを引き続き用いながら、相談員と共に希望者の「エンディングノート（葬儀の希望）」を作成してゆきます。加えて、「リビングウィル（尊厳死）」についてもさらに学びを深め、お一人ひとりの意思を丁寧に確認し、尊重しながら対処してゆきます。

2-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. 礼拝のさらなる充実	(1) ホーム全体で、主日礼拝や朝の礼拝を持つことを再確認し、事業部運営会議等を中心として、礼拝のさらなる充実を図ります。また昨年寄贈された電子オルガンの活用を進めてゆきます。 (2) 協力牧師たちと年に一度、懇談会を持ちます。 (3) グリーフケアのプロセスでも「礼拝」は大切な役割を果たしています。ホームで行われる葬儀告別式を「礼拝」として大切にしてください。
2. 入居者、職員への支援の充実	(1) 一昨年に作成されたリーフレット『愛と希望をもって～人生の午後を迎えるとき』を用いて入居者の個別のニーズをさらに深く探り、スタッフが協働でお客様に対する心のケアを行い、そのQOL（Quality of Life/生活の質）を高めてゆけるよう支援します。 (2) 「か・え・な・い・心」（「かざらず」「えらぶらず」「なぐさめず」「いっしょにいる」の略）を対人援助の基本姿勢として大切にします。すなわち、お一人おひとりに対して、率直に、上から目線ではなく、安易な慰めを求めるのではなく、沈黙の中にも徹底的に傾聴する姿勢で、相手に寄り添ってゆきます。
3. 聖書研究会と研修会の実施	(1) 水曜の午後に月二回行われている聖書研究会を、参加者のスピリチュアルニーズに応じてゆくため、さらに充実させます。 (2) チャプレンの専門性を生かし、入居者および職員のための研修会（主題：「セルフケア」、「コミュニケーション」など）を計画し、実施してゆきます。
4. 各事業との連携をすすめる	(1) ケアハウス・特養ともに、看取りのケアの延長線上にある葬儀告別式をこの地上での人生の「総まとめの時」として位置づけ、心をこめてこの終わりの時に対処してゆきます。 (2) ホームでの看取りのあり方については、さらにスタッフと近隣のリソースパーソンを含めて研鑽と実践を重ね、入居者とそのご家族のニーズに応じてゆきます。

3. ケアハウスるうてる

3-1 事業方針

昨年度、ケアハウスとしてはじめて福祉サービス第三者評価を受審しました。これまで手探りで運営をしてきたケアハウスですが、第三者的立場から標準的な視点に基づいた運営面での課題が明確になり、今後の事業方針を検討するに当たり、とても有益な機会となりました。

2018年度は、これらの課題を主な計画として取り組んでいくとともに、入居者の生活支援課題にも積極的に取り組んでいきます。また、加齢にともなう体力や免疫力の低下、要介護状態の変化など、個別の課題を入居者と共有し、健康維持に努めていけるよう支援してまいります。

特に今年度は、最優先課題として「感染症ゼロ作戦」計画を推進していくこととします。日常的な健康維持には、食事、睡眠、日中活動など生活のすべてが影響します。入居者の声を聞きながら、体力、気力、知力の向上を目指した様々なプログラムを企画し、実施していくことで、「安心感のある生活」を提供していきます。

3-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. 感染症ゼロを目指した取り組みの推進	(1) 日常生活の中でできる体力づくり ①免疫力を高める筋力アップトレーニングの紹介をします。 ②レクリエーション、体操等の機会を創出します。 (2) 認知機能低下防止の取り組み ①「読み・書き・計算」など、楽しみながら取り組める「脳トレ」の企画を立案します。 ②上記についてボランティアの開発と協力のもと月2回実施します。 (3) 入居者向け研修会の定期的な実施 ①手洗い、口腔衛生等の意識を高める研修を上四半期で実施します。 ②夏（7月以降）と冬（10月以降）に感染症予防研修会を実施します。
2. 他事業所との連携による生活の質向上	(1) 生活援助サービスの整備 ①制度上のサービス対象とならない生活援助サービスについて、メニューを拡充します。 ②他事業所との共同でのサービス提供を上四半期で整備します。 ③配膳車等の備品を整備し、自律的な生活を支えます。
3. 生活環境の整備を通じて安心、安全な暮らしを支援	(1) 共同設備の整備 ①ユニット共用の家具や器具、家電製品等の点検を適宜行い、安全に使用できるように維持します。 ②消耗品の適切な使用と各所からでるゴミの削減を入居者とともに考えていきます。 (2) 居室設備の整備 ①入居者と入退居時チェックリストを用いて設備等の確認を行い、破損、不具合等の責任を明確にします。 ②入居後一定期間が経過した場合に、排水管、トイレなど水回りの点検を行い、大きなトラブルに備えます。
4. 非常災害発生に対応する備えと各所点検	(1) 地震、火災等の非常時に対する研修と訓練の機会を設けます。 (2) 災害発生時に必要な物品等について検討し、優先順位を設けて整備していきます。 (3) 居室内安全確保のため定期的な点検を実施します。
5. 第三者評価の結果からの課題に取り組む	(1) 評価結果を整理し、優先順位を設定して課題に取り組みます。 (2) 課題に取り組みながら、業務の改善、見直しを並行して実施します。 (3) 入居者とともに支援計画を検討し、目標達成の支援を行います。
6. 外部の実習生等の育成に取り組む	(1) 学校等の実習生受け入れ時に、入居者の生活支援の事例を通して、お互いが学び合える機会を設けます。 (2) 実習目的に沿った実習生の受け入れが可能となるように、事前に検討を重ねます。
7. 地域との交流の拡充	(1) 「はっぴいかフェ」参加者と入居者との交流の機会を継続し、その運営をサポートします。 (2) 参加者から入居相談や入居申し込みに繋がりはじめたので、アピールする機会を増やします。

4. 特別養護老人ホームるうてるホーム

4-1 事業方針

人材の確保・育成・定着は、特養事業部が安定的にケアを提供するための最重要課題です。昨年度下半期には、年度当初の事業計画に加えて『人材定着』を最重要課題として位置付けて実践してきましたが、2018年度も継続して進めていきます。

また、移転後のユニットケア導入から4年半が経ちました。これまで事業部全体でケアの質を一定の水準に引き上げるよう取り組んできましたが、一定の達成度と人的な充実を実現しつつあることから、今年度は、職員一人一人が自身の専門性に依拠して深く思考し、実践し、事業部の枠を超えて協働することができる組織をめざしてステージアップしていきます。

現在の社会状況からは、入居者・利用者獲得に困難を極めることを想定されます。また、入居者一人一人のニーズに対してはこれまで以上に地域の社会資源も活用してケアしていくことが求められています。この状況を新たな可能性にチャレンジできる機会ととらえ、地域とともにある特別養護老人ホームとしての意識を強くもちながら、事業を進めていきます。

4-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. 徹底した職員定着への取り組み	(1) 職員一人一人のキャリアアップのイメージを明確化 ①『できていること探し、やりたいこと探し』を合い言葉にした自己目標を設定します。 ②「指示・伝達」型の会議から職員一人一人が参画する「提案・議論」型の会議に転換していきます。 ③設定した自己目標に基づいた個別研修計画を作成します。 ④資格取得のための支援を行います。 (2) 職員の健康維持に努めます。 ①ケアスタッフの腰痛対策を進めます。 ア. ノーリフトケアの検討を進め、介護機器を導入します。(スライディングボード、離床アシストロボット等) イ. 安全衛生委員会の腰痛対策に事業部として積極的に参画します。 ②業務改善を進め、労働時間の適正化を図ります。 ア. 定期会議を勤務時間内で完全実施します。 イ. 夜勤明け勤務終了時間での退勤を徹底します。 (3) 新入職員をはじめとした各職員のOJT、Off-JTの充実を図ります。
2. 各職制の権限と責任の明確化	(1) 各主任の権限と責任の範囲を明確化 ①各主任が担当するセクションを明確にします。 (2) 事業部全体での意思決定のプロセスの明確化と共有し、意思決定のスピードを上げます。
3. 各専門職の職務内容の明確化	(1) 施設ケアマネジャーの職務を明確に位置づけます。 (2) 入居者のケアマネジメントを充実します。 ①早期退院のための病院・家族との調整を適切に行います。 ②他病院・他施設等への転院・転居の際の関係機関との連携と家族へのフォローアップを強化します。 ③誤嚥性肺炎を予防するためのケアマネジメントを深めます。 ④法人外の専門職を活用したリハビリテーションをマネジメントします。 (3) 専門性を最大限に活かした看護業務を実施します。 (4) ユニットリーダーのさらなる質的向上を目指します。 ①ユニットリーダー研修を受講します。 ②働きがいのあるリーダー像を模索する内部研修を実施します。

4. 相談機能の強化	<p>(1) ショートステイ利用者と入居希望者の相談窓口の一本化</p> <p>①相談員の持つネットワークを活用した積極的なアウトリーチを展開します。</p> <p>②入居申込者への継続的なフォローアップとアセスメントの深化を図ります。</p> <p>③法人内外の在宅ケアマネジャーとの連携を強化します。</p> <p>(2) 相談機能の人員と環境の整備</p> <p>①効率的な相談援助を行えるよう事務所環境を改善します。</p>
5. ケアの質的向上	<p>(1) 脱水対策の徹底</p> <p>(2) 誤嚥性肺炎予防の徹底した取り組みを行います。</p> <p>①歯科医との連携を強化し、口腔ケアや栄養ケアマネジメントを深めていきます。</p> <p>②ポジショニングの理解を深めていきます。</p> <p>(3) 喀痰吸引のケアワーカー実施の取り組みを行います。</p> <p>①喀痰吸引等研修を受講します。</p> <p>(4) 看取りが“日常的”になるケアを学びます。</p> <p>(5) 個別ニーズへの対応を徹底していきます。</p> <p>①事業部内連携、法人他事業部連携を深めることによるニーズへの対応力を高めます。</p> <p>②個別ニーズを出発点に企画した行事を実施します。</p> <p>③入居者・利用者像に合わせた生活空間としてのユニットリビングにしつらえます。</p> <p>(6) 事故の分析を深め、予防を重視した取り組みを進めます。</p> <p>①事故対策委員会のあり方を検討します。</p> <p>②ヒヤリハット報告の分析と事故予防の徹底を図ります。</p>
6. 数値目標の設定	<p>上記の事業計画を進めることで、以下の数値目標の達成をめざします。</p> <p>(1) 年間の空室数を昨年度比で50%削減します。</p> <p>(2) 年間の入院日数を昨年度比で30%削減します。</p> <p>以下は、特養、ショートステイを合わせた数値目標とします。</p> <p>(3) 自己都合退職者をゼロにします。</p> <p>(4) 時間外労働を2016年度比で50%削減します。(2年間の事業計画遂行の成果としての目標値とします。)</p> <p>(5) 夜勤明けの勤務終了時間での退勤を昨年度比で80%増加します。</p> <p>(6) 体調不良による勤務シフト変更の回数を昨年度比で50%削減します。</p>

5. 短期入所生活介護事業所

5-1 事業方針

一昨年度の多くの職員離職により昨年度1年間にわたって一部の居室を稼働できなかった当事業所にとって、人材の確保・育成・定着は地域の皆様に安定的にケアを提供するための最重要課題です。昨年度下半期には新たに『人材定着』を最重要課題として位置付けて実践し、新配置職員の習熟度の向上、職場定着を進めたことで、全ての居室を稼働できる職員配置の実現にあと一步のところまでできています。

2018年度も『職位定着』を最重要課題として位置付け、新たに配属する職員の経験値を挙げながらチームとしての成熟度を上げ、地域のニーズに対応していきます。

また、移転後のユニットケア導入から4年半が経ちました。これまで事業部全体でケアの質を一定の水準に引き上げるよう取り組んできましたが、一定の達成度と人的な充実を実現しつつあることから、今年度は、職員一人一人が自身の専門性に依拠して深く思考し、実践し、事業部の枠を超えて協働することができる組織をめざしてステージアップしていきます。

高齢者、障害者のショートステイを提供する当事業所にとって、個別のニーズをしっかりとアセスメントしてサービス提供していくことは基本かつ重要な課題です。法人内外のケアマネジメント担当者として

の連携を強め、利用者ニーズへの支援の新たな展開を実践していきます。

5-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. 徹底した職員定着への取り組み	<p>(1) 職員一人一人のキャリアアップのイメージを明確化</p> <p>①『できていること探し、やりたいこと探し』を合い言葉にした自己目標を設定します。</p> <p>②「指示・伝達」型の会議から職員一人一人が参画する「提案・議論」型の会議に転換していきます。</p> <p>③設定した自己目標に基づいた個別研修計画を作成します。</p> <p>(2) 職員の健康維持に努めます。</p> <p>①ケアスタッフの腰痛対策を進めます。</p> <p>ア. ノーリフトケアの検討を進め、介護機器を導入します。(スライディングボード、離床アシストロボット等)</p> <p>イ. 安全衛生委員会の腰痛対策に事業部として積極的に参画します。</p> <p>②業務改善を進め、労働時間の適正化を図ります。</p> <p>ア. 定期会議を勤務時間内で完全実施します。</p> <p>イ. 夜勤明け勤務終了時間での退勤を徹底します。</p> <p>(3) 新入職員をはじめとした各職員へのOJT、Off-JTの充実を図ります。</p>
2. 各職制の権限と責任の明確化	<p>(1) 各主任の権限と責任の範囲を明確化</p> <p>①各主任が担当するセクションを明確にします。</p> <p>(2) 事業部全体での意思決定のプロセスの明確化と共有し、意思決定のスピードを上げます。</p>
3. 各専門職の職務内容の明確化	<p>(1) ユニットリーダーのさらなる質的向上を目指します。</p> <p>①ユニットリーダー研修を受講します。</p> <p>②働きがいのあるリーダー像を模索する内部研修を実施します。</p> <p>(2) 専門性を最大限に活かした看護業務を実施します。</p> <p>(3) 法人内外の在宅ケアマネジャー、相談支援専門員との連携を進めていきます。</p>
4. 相談機能の強化	<p>(1) ショートステイ利用者と入居希望者の相談窓口の一本化</p> <p>①相談員の体制充実を図ります。</p> <p>②相談員のもつネットワークを活用した積極的なアウトリーチを展開します。</p> <p>③法人内外の在宅ケアマネジャー、相談支援専門員との連携を強化します。</p> <p>(2) 相談機能の人員と環境の整備</p> <p>①効率的な相談援助を行えるよう事務所環境を改善します。</p>
5. ケアの質的向上	<p>(1) 個別ニーズへの対応を徹底していきます。</p> <p>①事業部内連携、法人他事業部連携を深めることによるニーズへの対応力を高めます。</p> <p>②個別ニーズを出発点に企画した行事を実施します。</p> <p>③入居者・利用者像に合わせた生活空間としてのユニットリビングにしつらえます。</p> <p>④障害の理解を進める取り組みを実施します。</p> <p>⑤夜間入浴の実施を検討します。</p> <p>(2) 事故の分析を深め、発生の予防を重視した取り組みを進めます。</p> <p>①事故対策委員会のあり方を検討します。</p> <p>②ヒヤリハット報告の分析と事故予防の徹底を図ります。</p>
6. 数値目標の設定	上記の事業計画を進めることで、高齢・障害を合わせて以下の数値目標の達

	<p>成をめざします。</p> <p>(1) 年間利用日数を昨年度比22%増加します。</p> <p>(2) 2017年4月の利用日数と比較し、2019年3月の利用日数を150%増とします。(2年間の事業計画遂行の成果としての目標値とします。)</p> <p>以下は、特養、ショートステイを合わせた数値目標とします。</p> <p>(3) 自己都合退職者をゼロにします。</p> <p>(4) 時間外労働を2016年度比で50%削減します。</p> <p>(5) 夜勤明けの勤務終了時間での退勤を昨年度比で80%増加します。</p> <p>(6) 体調不良による勤務シフト変更の回数を昨年度比で50%減らします。</p>
--	--

6. 通所介護事業 デイサービスセンターるうてる

6-1 事業方針

移転時より、「みんなで作るデイサービス、お一人おひとりが主人公」をコンセプトに取り組んできました。2018年度は主体的にやりたいことを進められるような取り組みをすすめ、利用者、職員それぞれが主人公になることのできる環境作りを目指します。

今年度より報酬改定がなされ、時間区分の変更など大幅な見直しがありました。自立支援、重度化防止の推進の流れが明確になり、生活機能の改善あるいは維持を進めている事業所に加算がつくようになります。介護保険制度の進む方向性に注視しながら推進していきます。

私たちの姿勢は、利用者のニーズに応えることを大切にするに変わりはありません。顔の見える関係づくり、無理の言い合える関係作りを目標に、ニーズに応え続けていきます。

6-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. みんなで活気ある、また来たくなるデイサービスを作る	<p>(1) 引き算の介護の実践</p> <p>①できそうなこと、できることはご自身でやっていただけるよう、引き算の介護を進め、役割を持ち、活動へのモチベーションを感じられるよう推進します。</p> <p>②リハ専門職と新たに連携し、個人に必要な日常生活動作を中心に、機能訓練の方法を学び、実践します。またご自分でできることを増やし、ご自宅でも実践できるように取組みます。</p> <p>③活動の効果を確認できるように様々な評価方法を用いて測定します。</p> <p>(2) 選択できるメニューの開発</p> <p>①利用者が主体的に一日の過ごし方を選択できるよう環境を整えます。</p> <p>②アンケート等を用いて意欲を引き出し、サービスに繋がります。</p>
2. 利用者獲得の取り組みの推進	<p>(1) 体験利用を月あたり3名以上を目標に受け付けます。</p> <p>(2) ケアマネジャーとの関係の構築</p> <p>①顔の見える関係作り、無理の言い合える関係作りを推進します。</p> <p>②事例検討会への参加を要請し、るうてるホームのケアをアピールする機会とします。</p>
3. 法人内での利用者情報の共有	<p>(1) 相談員事務員ネットワークを活用し、利用者情報の共有を行い、法人全体での支援の検討を進めていきます。</p>
4. 職員満足度の向上	<p>(1) 研修、施設見学等を通じ、職員自身がやりたいこと、やってみたいことを、ヒアリングを通じて確認します。</p> <p>(2) 具体的な計画を職員とともに立て、キャリアアップに繋がります。</p>
5. 事業収入の安定化	<p>(1) 目標稼働率を90%とします。</p> <p>(2) サービス向上を常に意識し、認知症対応等のプログラムの充実に取組みます。</p>

6. 地域との交流機会の充実	(1) 認知症サポーター養成講座を他事業所と共に推進します。 (2) 「はっぴいカフェ」での地域住民のボランティア活動を支援します。
7. 第三者評価の受審	(1) 第三者評価を受審し、自事業所のサービスの現状を確認し、課題を明確にします。

7. 障害者多機能事業所 ジョイフルるうてる

7-1 事業方針

開設以来、利用者お一人おひとりと向き合いながら事業をすすめてきましたが、サービス内容や支援の方向性を改めて問い直す一年といたします。

業務面においては、現状やニーズの分析から新しいプログラムの創設に取り組み、利用者支援においては、個別支援計画の充実を目指します。

制度改定が行われ、地域共生サービスという介護保険サービスと障害福祉サービスの融合がすすみました。市内の介護保険事業所でも障害者の受け入れがすすんできています。今後、単独での事業推進にあたっては、増々サービスの充実が求められてくると考えられます。選ばれる事業所となるべく、さらなる改善に努めていきます。

7-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. 個別支援のさらなる充実	(1) ケアの再構築 ①業務改善会議を月1回持ち、サービス内容と効果を確認し、見直しを行います。 ②利用者支援の方向性を職員で確認し合いながらケアの構築に努めます。 ③個別支援計画は随時モニタリングを行い、適切に見直しをかけます。
2. 新しいプログラムの創設	(1) 生活介護 ①マッサージ等、重度の身体障害者向けプログラムを開発します。 ②サービス内容に関しての勉強会を行い、チームで取り組みます。 (2) 就労継続支援B型 ①利用者同士での話し合を中心におすすめ、下半期に新しい社会参加活動を実施します。 (3) 事業所全体で畑を使った農作業へ取り組みます。
3. 事業収入の安定化	(1) 生活介護の稼働率を110%とします。 (2) 就労継続支援B型の稼働率を50%とします。 (3) 就労継続支援B型の利用者獲得のため、支援学校や、計画相談事業所への営業活動を継続して実施します。
4. チーム力向上を目指した人材育成	(1) 利用者一人ひとりの特性の共通理解とそれに応じた対応力の向上を目指し、外部研修を活用します。 (2) 職員一人ひとりが、率直に意見を言い合える環境を設定し、それぞれの気づきを意識しながら支援に繋げていけるよう働きかけます。 (3) 同業他事業所の職員とも交流し、新しい利用者支援の視点を取り入れられるよう工夫します。
5. 地域との交流機会を持つ	(1) ちゃんぷるーフェスタ(四條畷市内障害事業所の協同イベント)等、地域のイベントに参加し、交流を深めます。 (2) ボランティアを積極的に受け入れ、地域の方に活動を知っていただくよう努めます。

8. 四條畷第1地域包括支援センター

8-1 事業方針

地域包括ケアシステムの構築に向けて実践を積み重ねる中で、地域住民一人ひとりの力や住民同士につながる力が存在していること、またそのつながる力がより豊かな地域を醸成していくことに気づくことができました。地域包括支援センターが関わる意義や支援内容もより明確になってきています。

“地域に住む住民一人一人が自分たちのニーズを企業や福祉専門職と協働で解決し、課題解決のために開発した資源がまた地域住民へ還る”ことを実践目標に、2018年度は「住民が持つ力の証明」を活動のキーワードとします。地域住民の生活に沿った地域包括ケアシステムを構築できるよう、職員自身が実践を振り返り、整理し、共通認識を持ちつつ、四條畷市に関わる全ての人を地域福祉人材と捉え、チームアプローチを行っていきます。

8-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. 地域支援活動の共通認識を持つ機会づくり	<p>(1) 個別支援や地域課題への関わりを基に地域ケア会議を開催し、地域住民や市内の地域支援に関わる者と地域課題の共有を図ります。</p> <p>(2) 地域課題の解決を目指す地域住民やボランティア団体などに活動支援を行います。</p> <p>①福祉のまち四條畷実現会議を地域住民同士の活動広報の場として活用します。</p> <p>②絆プロジェクト会議への参加を通じて、地域住民自身が終末期をテーマに資源開発ができるよう、メンバー内の住民主体のネットワーク構築について検討をすすめていきます。</p> <p>③住民組織への支援のあり方を考えるため、介護者家族交流会を地域住民と協働して開催します。(月1回程度)</p> <p>(3) 地域や活動などの情報を職員がチームとして共有できるよう、何を誰に報告すべきか意識した報告書、議事録を作成します。</p>
2. 権利擁護に関する活動と意識共有	<p>(1) 虐待関連研修などを通して、権利擁護をテーマに、利用者本位、住民主体、ネットワーク構築の考え方について、医療福祉関係者と情報共有の場を設定します。</p> <p>(2) 福祉の関係機関だけではなく、企業や地域団体などとも協働し、課題解決のための資源を開発します。</p> <p>①市内の社会福祉士同士で、実践を通じた想いや意識の共有を図る機会を設定します。</p> <p>②なわてオレンジプロジェクトチーム(認知症キャラバンメイト)の一員として、認知症サポーター養成講座の調整役を担います。</p>
3. 想いを語り合える風土づくり	<p>(1) チーム全体で社会背景や制度の理解を深められるよう、勉強会を企画します。</p> <p>(2) 所内全員で職員一人ひとりの年間個別目標を共有します。</p> <p>(3) 業務の流れや考え方が視覚的にわかりやすいよう、所内のファイルを整理します。</p> <p>(4) 実習生を積極的に受け入れ、各職員が実習指導を通して日常的な実践の振り返りと理論化をすすめる機会とします。</p> <p>①社会福祉士養成実習(7～11月)</p> <p>②老年看護学実習(6～7月)</p> <p>③保健師養成実習(5月～8月)</p>
4. 地域社会の福祉課題の掘り起し	<p>(1) 地域における委員等を受託します。</p> <p>①くすのき広域連合介護認定審査会委員(1名)</p> <p>②グループホーム「優悠館」運営会議委員(1名)</p> <p>③四條畷市域生活支援サービス協議体委員(1名)</p>

9. 居宅介護支援事業 ケアプランセンターるうてる

9-1 事業方針

昨年度は「ケアマネジメントの質的向上」の一環として、法令順守の徹底と必要書類の再点検を具体的な目標にして取り組んできました。書類整備については、自己点検の継続と併せて、相互点検、相互支援の仕組みを構築することを目指しました。2018年度は既存の保険者によるケアプラン・チェックなども活用し、改めてこの仕組みづくりにチーム全体で取り組んでいきます。

国が推進する医療と介護の一体的改革により、今後ますます在宅での医療、介護の必要性は増大していきます。在宅で終末期を過ごす利用者も増加傾向にあります。今年度も「在宅での看取りについてのケアマネジメント」は継続した研修課題とし、在宅医や法人内外の資源との連携、ケアやケアマネジメントの内容、それらを貫く援助観や死生観など、法人の中期経営計画に基づくスピリチュアルケアの理解も含め、プロジェクトの動きと連動させながら議論を深めていきます。

また、変わらぬ事業方針として、社会福祉法人としての使命感を強くもち、四條畷市域のあらゆる相談に対応し、地域に貢献していきます。とりわけ、障害者・児への支援を拡充させていきます。

上記の方針をすすめていくために、各職員の専門性を高められるよう環境を整備していきます。

9-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. ケアマネジメントの質的向上	(1) 必要書類について、チーム全体で相互点検を行います。(年2回) (2) 在宅や施設での看取りにおけるケアマネジメントについて、研修や法人内プロジェクトへの参加、事例検討などを行います。 (3) ケアハウスや短期入所において、体制上対応が困難なニーズを整理します。サービスのあり方については、有償サービスも含め、各事業部との議論をすすめます。 (4) 精神疾患等を抱えた家族への支援について、研修受講や事例検討などを行います。
2. 総合相談機能の拡充	(1) 障害者・児支援において、カンファレンスなどを通じて、法人内事業所との連携をすすめます。 (2) 下半期までに障害の相談支援専門員を加配します。 (3) 社会貢献事業が本来的な趣旨で運用されるよう、社会貢献支援員や市の生活福祉課等と課題共有をします。
3. 人材育成のための環境整備	(1) 専門性向上のため、それぞれの課題意識を明確にし、研修を受講します (2) 地域包括ケア会議や外部の事例検討会等で積極的に事例提供します。 (3) 相談員・事務員ネットワーク会議に新たに参画し、法人全体での情報共有をすすめていきます。 (4) 介護支援専門員実務研修の実習生受け入れを行います。
4. 経営基盤安定化の取り組み	(1) 新規相談に積極的に応じます。介護保険のケアプランは月平均178件とします。 (2) 報酬改定に伴う加算・減算等を確認し、必要な書類を整備します。

10. 訪問介護事業 ヘルパーステーションるうてる

10-1 事業方針

制度ありきではなく利用者を起点にニーズを捉え、その人らしく生きられるよう、より高い技術のサービスとともに“心”を届けることは変わらぬ事業所の方針です。

昨年度は職員配置の兼ね合いにより、新規利用をケアハウス入居者に絞り込んで対応しました。2018年度は利用対象を限定せず、目の前の困難を抱えた人にしっかりと焦点をあて、サービスの拡充を図っていきます。現状の制度で対応が困難なものについては、創意工夫しながら必要な支援を行うための方途を探ります。

また、ここ数年、有償サービスや人的派遣など、法人全体での一体的運営を試行する中で、サービスの枠組みを拡張させる経験を積み重ねてきました。一事業部では困難であっても複数事業部が協働する

ことで、多様なニーズへの対応が可能となってきています。その一方で、サービス提供体制の理解について、各事業部で齟齬が出てきています。今後もこの協働体制を継続・発展させていくために、サービス提供体制の整理や相互理解を深めるための環境づくりを法人全体で進めていけるよう推進していきます。

併せて、るうてるホームとして社会的使命を果たせるよう、地域に貢献できるサービスのあり方についても継続して検討します。求めに応じた支援ができるよう、専門性についてもさらなる研鑽を図っていきます。

上記を進める上で、人材確保は喫緊かつ継続した課題です。これについては他法人・他団体とも協働するなど、様々な手立てを講じて取り組んでいきます。

10-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. 「るうてるケア」の再構築	(1) 事業所の枠組みを超え、ケアハウス、特養など法人内他事業部との人的・技術的協働体制を確立します。 (2) 現行の対象者やサービス提供の枠組みに縛られず、地域のニーズに必要な支援が提供できるよう、研修や会議などの場をOJTとして活用します。
2. サービスの質向上	(1) 事故や苦情対応の事例検討を行い、リスクマネジメントに取り組みます。 (2) フットケアなどの内部研修を実施します。 (3) 喀痰吸引等のケアを実施できるよう研修を受講します。
3. 介護・生活支援サービスの充実	(1) 持続可能な有償サービスの仕組みについて、他事業部と検討する機会を設定します。 (2) 利用者支援や四條畷市ヘルパーステーション連絡会への参画などを通じて、四條畷市域のニーズを明らかにします。
4. 人材育成のための環境整備	(1) サービス提供責任者のさらなる質的向上を目指し、研修を受講します。 (2) 自主学習会を企画、実施します。
5. 人材確保に向けた環境整備	(1) 人材確保に向けて、北河内地域の社会福祉法人や四條畷市内事業者と連携します。 (2) 訪問型サービス従事者の獲得に向けて、他団体やジョイフルなどの障害関連事業所に掘り起しのためのリサーチを行います。

11. 訪問看護事業 訪問看護ステーションるうてる

11-1 事業方針

当事業所は介護保険法が施行された2000年に開設され、社会福祉法人として地域の看護・医療ニーズに積極的に対応してきました。介護保険サービスや障害者・児サービス、ケアハウス等、法人の多様なフィールドを背景に、福祉・介護領域との連携を強みとしています。

継続的な事業運営を目指して、特にこの3年間は人材確保を最重要課題とし、あらゆる手立てを講じて求人活動を行ってきました。また志を同じくする人を開拓すべく、近隣大学の看護師養成実習の受け入れも継続しています。事業継続のためには、看護師の配置基準を満たさなければならず、大きな課題となっています。

2018年度は、現在当事業所を利用されている方々へ安定したサービスが提供できるよう、他訪問看護ステーション等の協力も得ながら最善を尽くしていきます。

また、改めて事業内容の歩みや意義を検証し、地域における在宅看護の現状と課題について研究を行います。そのためにも近隣教育機関の看護学部等との交流を引き続き継続し、将来的な人材確保につなげていきます。

11-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. サービス継続に向けてのマネジメント	(1) 当事業所の現状と今後について、利用者、家族に十分説明し、理解を求めていきます。 (2) 現在利用中のサービスが安定して継続されるよう、他の訪問看護事業所や医療機関、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、行政機関等に協力を要請し、業務を滞りなくすすめます。
2. 事業内容の検証	(1) これまでの事業内容を総括し、今後の在宅看護事業について必要な方途を探ります。 (2) 公的制度にのみ捉われない在宅看護の現状と課題について研究に取り組みます。

12. 栄養課

12-1 事業方針

2018年度も入居者や利用者が、日々を満足して生活できるように、施設が一体となって支えていくため、安心・安全を第一とする食事を通して選ばれる施設となるよう、多面的に業務を推進していきます。

そのために、日々の献立や食材、年間を通しての行事、イベントなど工夫や改善を行っていくとともに、情報の収集や共有、発信を進めていきます。

法人を横断し、俯瞰的な視点を持って、視野を広げ、お客様の生活を支え、法人の事業運営の推進に寄与できるよう、サービスの充実を目指します。

12-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. 安心、安全な食事を通して、その人らしい生活ができるよう支える	(1) ソフト食実施拡大への取り組み ①昨年度に昼食、夕食は全種類でソフト食の実施が可能になったことを踏まえて、まだ手が付けられていない朝食での実施に向けて検討していきます。 ②ソフト食実施によるQOLの改善につき、各事業部の現場職員や相談職と情報交換し、レベルアップをはかります。 ③厨房でソフト食調理を担当する職員に理解を得られるよう、認識を一致し、単なる形態の変更ではない食の重要性を共有します。 (2) お客様の健康維持への取り組み ①栄養ケアマネジメントをきめ細かく行うことにより、一人ひとりの健康状態に応じた食事の形態、量、カロリーバランスを提案していきます。 ②口腔ケアの導入、推進 入居者の健康維持については、口腔ケアの推進が重要な要素であることから、特養職員や歯科医と連携し、体制を確立して推進を検討します。
2. 利用者満足度の向上	(1) ケアハウスにおける食事の見直し ①食事の準備についての検討を事業部の現場と共に進めていきます。 ②配膳の方法を、入居者の一人ひとりの状況を確認しながら、ふさわしい方法を工夫し、提案できるようにしていきます。 ③使用する食器やカートなどの見直しも検討していきます。 (2) 食事内容の更なる充実 ①献立や食材に関し、お客様の要望を真摯に受け止め、向上できるよう努力します。 ②アンケートや直接のご意見で希望の多い献立やイベント食を継続しつつ、新しい内容への取り組みを進めていきます。

3. 円滑で効率的な業務運営	(1) 業務内容の見直し ① 日常のルーティン業務を洗い直し、再度優先順位を考慮した業務の組み立てを行っていきます。 ② 業務の見直しに取り組むに当たり、他事業部との情報交換や意見を取り入れることができるよう、協力体制を構築していきます。
4. 業務連携による運営、遂行力の向上	(1) 情報共有を進める ① 栄養事務室で食事に関する情報の内容を吟味し、必要と思われる部署への発信や提案ができるよう高い視点で業務に取り組めます。 ② 業務を進めるにあたって、常に法人全体を見渡す広い視野を養い、また、お客様一人ひとりに関する情報を多面的に収集し、課題を探しながら業務に取り組むようにします。

13. 事務課

13-1 事業方針

2018年度の事業計画を策定するにあたり、法人中期経営計画目標達成のための事業運営方針を考え、各事業所がそれぞれの事業目標を達成できるよう指針を示して道筋をつけ、結果を振り返り、その先を見据える支えの働きをなしたいと考えます。

経営基盤安定化への取り組みのため、財務状況の把握と健全性の維持に注力します。また職場環境の整備の推進は人材育成や定着のために最重要課題になりますので、努力していきます。

移転後5年目に入り、地域への貢献もますます求められる中、地域との共生の道を探り、必要とされるサービスを見つけ出していくための情報収集や共有を進めていきます。地域に根ざし、安心、安全を提供できる施設として事業を継続できるよう、方針に基づいた個々の課題を確実に遂行し、人材の育成をすすめることにより、事業部としての責任を果たしていきます。

13-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. 安定した経営基盤確立にむけて事業収益の向上	(1) 事業収入確保への取り組み ① 収入構造を正しく理解し、安定的な収入確保に向けて、検討資料を速やかに作成し、内容の検討や見直しも支えます。 (2) 事業支出の仕組みの適正化 ① 事業支出に関するルールの見直しを行い、適切な仕組みを構築していきます。 ② 確立されたルール運用のために、フォームやマニュアルが明確になるよう見直し、効率的で実質的になるよう整備します。 (3) 事業経費削減への取り組み ① 水光熱費の削減を法人全体での取り組みにします。 ② 各事業所が適切なコスト意識を持って業務にのぞむよう、リーダーシップをもって、具体的に推進します。 ③ これまでの購入履歴を検証し、物品調達等の方法を検討します。
2. 事業運営の改善と効率化の推進	(1) 業務のレベルアップによる事務効率の改善 ① 会計事務所の適切な指導や助言を受けることにより、より正確で分かりやすい会計業務の遂行を行っていきます。 ② 介護保険、自立支援や診療報酬などの請求業務につき、さらなるレベルアップを目指し、正確性、スピード性を高めるため、各事業所の担当者と連携し、改善を進めていきます。
3. 法人内外連携強化による福祉サービスの向上	(1) 地域社会との連携強化 ① 地域の安心・安全を担う拠点としての機能を高められるよう、情報収集に努め、防災、防犯への対策を考えていきます。

	<p>(2) ボランティア活動の受け入れ</p> <p>①ボランティア活動受入担当部門と連携し、サービス向上に資する資源の一環としてのボランティアと、携わる方々の社会貢献への意識のパイプ役となるよう積極的に働きかけます。</p> <p>(3) 事業所間連携強化</p> <p>①法人サービスの利用者や家族などの関係者などからの問い合わせ、希望、ご意見などの様々な情報を把握、収集し各事業所のサービス向上につながるようサポートします。</p> <p>②事業所を横断する業務を担当する部署として、課題を共有し、積極的に法人全体の業務推進に取り組めるように努めます。</p>
4. 職場環境整備の推進による安定した人材確保と育成	<p>(1) 人材育成のための環境整備</p> <p>①法人理念と事業運営方針に対する意識を高め、担当業務を通して、水準の向上を目指せるよう、職員会議や勉強会の場において情報、知識の共有をはかります。</p> <p>②業務知識の向上と視野の拡大に役立つ研修等を積極的に取り入れていきます。</p> <p>(2) 人材確保のための環境整備</p> <p>①人材の定着を目指し、各種制度の仕組みについて情報収集し、より働きやすい職場となるよう目指します。</p>

14. 四條畷市委託事業

14-1 事業方針

委託事業（配食サービス、リネンサービス、外出支援移送サービス）については、利用者の減少が続く中、これまで何度も見直しを計画に位置づけてきました。市域のニーズを正しく把握するため、市や他の事業受託法人との協議を検討してきましたが、未だ実現には至っていません。2018年度中には、下記の計画を確実に実行し、協議をすすめていきます。

また、あらゆる機会を通じて市域のニーズを明らかにします。委託事業で対応できないニーズについては、法人内外の資源を活用し、対応を検討していきます。

現在、サービスを利用されている方々には、単に食事やシーツを届けるのではなく、るうてるホームならではの気持ちや思いを一緒に届けられるよう真摯に対応を続けていきます。

14-2 事業方針に基づく具体的計画

事業目標	具体的計画
1. 事業継続の検討	<p>(1) 関係機関へのリサーチにより、現行の委託事業について、ニーズを明らかにします。</p> <p>(2) 今後の委託事業のあり方について、保険者、四條畷市と協議します。</p>
2. 介護・生活支援サービスの充実	<p>(1) 利用者支援や関係機関との会議、連絡会等を通じて、四條畷市域のニーズを明らかにします。</p> <p>(2) 必要であれば、るうてるホームとして新たなサービスを研究、創出します。</p>